

社会福祉法人設立及び施設整備等のスケジュール概要【「県」：茨城県 「市」：古河市 「事」：事業者（設立準備会含む）】

	法人設立・施設整備の計画年												法人設立・施設整備1年目											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人関係事務	○事⇒市 相談												○事⇒市 事前協議				○事⇒市 社福認可申請【法人認定審査会】 ○市⇒事 法人の認可 ○事 法人設立登記 ○事 財産《土地・資金等》移転 ○事⇒市 財産移転完了報告書							
認可及び補助金関係事務	○事⇒市⇒県 相談・協議												○市⇒国 協議書・ヒアリング等				○国⇒市⇒事 補助金内示				○事⇒市 交付申請			
福祉医療機構借入事務															○事⇒福祉医療機構 借入金相談及び申込（新設）									
建設工事等																			○工事入札 市へ届出・報告					
																			○工事着工					
	事業開始（開設）年																							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月												
法人関係事務		○事⇒市 施設設置 申請届出		○事⇒市 定款変更（基本財産）																				
補助金関係事務	○市⇒事 交付決定		○市⇒事 自席報告		○市⇒事 補助金支払																			
建設工事等			○工事完了																					
開所			○市 完了検査																					
			★新規開設																					

1. 日程等のスケジュールについては、概要であり事前協議を含め余裕をもって進めること。
2. 中間・完了検査及び手続等は、年度内に終了すること。
3. 認可補助金、農振除外、農地転用、建築確認等の手続き等については、当課以外の所管部署と十分に協議を行い、上記のスケジュールに間に合うように行うこと。
4. 施設によっては、工事期間が2カ年になる場合があるので余裕を持った施設計画をすること。